

上田市建築基準法施行細則（平成18年規則第163号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
○上田市建築基準法施行細則 <u>（調査及び点検の項目等の付加）</u> <u>第4条の2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は別表第1のとおりとする。</u> （定期検査に係る特定建築設備等の指定） 第5条 法第12条第3項の規定により、特定行政庁が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 第3条各号及び令第16条第1項各号に掲げる建築物の設備で次に掲げるもの ア 換気設備（法第28条第2項ただし書の換気設備及び同条第3項の換気設備（特殊建築物の居室に設置されたものを除く。）に限る。ただし、自然換気設備、<u>直接外気に接する壁又は窓等に設置する換気扇及び単一ダクトにより直接屋外に通じる換気扇（ダクト内に防火ダンパーが設置されているものを含む。）</u>を除く。） イ 排煙設備（法第35条の排煙設備で令第126条の3第1項第8号の排煙機を有するものに限る。） ウ 非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置（令第126条の5第1号ハの予備電源を内蔵したものを除く。）に限る。） (2) 第3条各号に掲げる建築物の防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。） 第3章 積雪荷重等 （多雪区域の指定等） 第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。	○上田市建築基準法施行細則 <u>新設</u> （定期検査に係る特定建築設備等の指定） 第5条 法第12条第3項の規定により、特定行政庁が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 (1) 第3条各号及び令第16条第1項各号に掲げる建築物の設備で次に掲げるもの ア 換気設備（法第28条第2項ただし書の換気設備及び同条第3項の換気設備（特殊建築物の居室に設置されたものを除く。）に限る。ただし、自然換気設備<u>及び市長が別に定める換気扇</u>を除く。） イ 排煙設備（法第35条の排煙設備で令第126条の3第1項第8号の排煙機を有するものに限る。） ウ 非常用の照明装置（法第35条の非常用の照明装置（令第126条の5第1号ハの予備電源を内蔵したものを除く。）に限る。） (2) 第3条各号に掲げる建築物の防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。） 第3章 積雪荷重等 （多雪区域の指定等） 第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。	

2 令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、別表第2に定める算式により求めたものとする。

3 略

別表第1（第4条の2関係）

区分	調査項目		調査方法	判定基準
<u>(1) 建築物の内 部</u>	<u>ア 防火扉</u>	<u>(7) 常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</u>	<u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</u>	<u>物品が放置されていることにより常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</u>
		<u>(i) 常閉防火扉の取付けの状況</u>	<u>目視等又は触診により確認する。</u>	<u>取付けが堅固でないこと。</u>
		<u>(9) 常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</u>
		<u>(c) 常閉防火扉の固定の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>常閉防火扉が開放状態に固定されていること。</u>
		<u>(4) 人の通行の用に供する部分に</u>	<u>扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認</u>	<u>防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48</u>

2 令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、別表に定める算式により求めたものとする。

3 略

新設

コメントの追加 [1]: 手数料条例を参考に(1)、ア等をふりました。

		設ける常閉 防火扉の作 動の状況	するとともに、必要に 応じて閉鎖力を測定 する。	年建設省告示第2563 号)第1第1号の規定に 適合しないこと。
	イ 居室の 換気	(7) 換気設備 の作動の状 況	各階の主要な換気設 備の作動を確認する。 ただし、1年以内に実 施した法第12条第3項 に規定する検査又は 同条第4項に規定する 点検（以下この表にお いて「検査等」とい う。）の記録がある場 合にあっては、当該記 録を確認することで 足りる。	換気設備が作動しな いこと。
		(4) 換気の 妨げとなる 物品の放置 の状況	目視等により確認す る。	換気の妨げとなる物 品が放置されている こと。
(2) 避 難施 設等	ア 防煙壁	可動式防煙 壁の作動の 状況	各階の主要な可動式 防煙壁の作動を確認 する。ただし、1年以 内に実施した検査等 の記録がある場合に あっては、当該記録を 確認することで足り る。	可動式防煙壁が作動 しないこと。
	イ 非常用 の照明装置	(7) 非常用 の照明装置 の作動の状 況	各階の主要な非常用 の照明装置の作動を 確認する。ただし、1 年以内に実施した検 査等の記録がある場	非常用の照明装置が 作動しないこと。

			<u>合にあつては、当該記録を確認すること で足りる。</u>	
		<u>(イ) 照明の 妨げとなる 物品の放置 の状況</u>	<u>目視等により確認 する。</u>	<u>照明の妨げとなる物 品が放置されている こと。</u>
<u>別表第2</u> （第9条関係）略			<u>別表</u> （第9条関係）略	